

公 示

公示第4号

「特定旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」の一部改正について

「特定旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成19年8月27日
付け公示第63号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和7年4月1日

東北運輸局長 川崎 博

公 示

公示第 6 3 号

特定旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

特定旅客自動車運送事業の申請について、下記の基準に従って道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成 1 9 年 8 月 2 7 日

東北運輸局長 内藤 政彦

記

1. 許可（法第 4 3 条第 1 項）

（1）運送需要者

- ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。
- ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。

（2）取扱客

- ① 一定の範囲に限定されていること。
- ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。

（3）路線又は営業区域

- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
- ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。

(4) 公衆の利便

申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

(5) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(6) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(7) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(9) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送(道路運送法施行規則第4条第1項第7号)の用に供する事業用自動

車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類として、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しが添付されていること。

(10) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類として、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類が添付されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。
- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類が添付されていること。

(11) 管理運営体制

- ① 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(12) 運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、事業計画を遂行するに足る員数の旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。
- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項各

号に該当する者ではないこと。

(13) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①から④のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(14) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

2. 事業計画の変更の認可（法第43条第5項（法第15条準用））

（1） 1.（1）～（12）、（14）の定めるところに準じて審査すること。

（2） 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

4. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）による特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて特定旅客自動車運送事業を行う場合における特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）及び「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）通達の5. から7. までは準用することとする。

附 則

1. この公示は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本審査基準中、引用している各通達は、東北運輸局自動車交通部旅客第一課及び青森、岩手、宮城、福島各運輸支局輸送・監査部門窓口、秋田、山形各運輸支局企画輸送・監査部門窓口に備えおくものとする。
3. 「道路運送法上の申請に対する処分（一般旅客自動車運送事業及び自動車道事業に係わるものを除く。）に関する審査基準及び標準処理期間について」（平成14年1月31日付け東北旅一第703号、東北旅二第1165号）は、平成19年9月10日限りこれを廃止する。
4. 「道路運送法車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客自動車運送事業者については、施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則

この公示は、平成26年1月27日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則

この公示は、平成28年12月20日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則

この公示は、平成29年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする

附 則（令和 7 年 4 月 1 日 公示第 4 号）

この公示は、令和 7 年 4 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。